

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- 月1回開催の「いじめ防止対策委員会」において情報交換や未然防止策等の立案・実施等を行うことにより不登校やいじめを軽減する。また学級適応感尺度調査を実施し、児童理解を促進させる。
- 一年間を通じて、児童の主体的な活動による「あいさつの清小活動」を実施し、自分から挨拶する態度を育てる。
- 児童会活動を活用し、児童自らが主体的に「清小のきまり」を見直し、基本的な生活習慣や基本的な規律の定着を図る。
- 児童が作成した「SNS 清瀬小ルール」を活用し、ネット犯罪やネットいじめ等の未然防止を図る。
- 安全指導日を活用し、生活安全・交通安全・防災の3観点から実感を伴った安全指導を行い、自ら考え適切に行動できる児童を育成する。
- セーフティ教室等で、防犯・非行防止・薬物乱用防止・情報モラル等の教育を徹底する。また、全学年で自転車教室を実施し、児童の交通安全への意識を向上させる。

イ 進路指導

- 「いのちの学習」を通して、児童一人一人が自分の個性やよさを大切にするとともに、将来に対する志をもち、社会は全ての人が支え合っていることに気付かせる。
- 自身のいのちの役割や生涯を通じて自分の生き方と深く関わって、勤労観・職業観を育む。よりよく生活することができるよう発達段階に応じたキャリアを推進する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- 交流及び共同学習を活性化するとともに、定期的に特別支援教育に関する通信等を発出することにより、児童・保護者の特別支援教育に対する理解を啓発する。
- 毎週実施する校内委員会で情報交換・共通理解を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修等の企画・実施を通して全教職員の理解・啓発を行う。
- 特別支援学級設置校の強みを生かし、通常の学級担任と特別支援学級担任との交換授業を実施することを通して、教職員の特別支援教育に対する理解・啓発を図る。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- 校内でコーディネーターを定め、「たんぽぽ」での指導や市派遣の日本語指導員による指導等を活用し、日本の学校生活へ早期適応を促進させるとともに、都教委作成の日本語テキスト「たのしい学校」を有効に活用する。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- 生活指導部において、不登校児童やその家庭状況等に関する情報を共有するとともに、登校復帰に向けた手だてを講じることにより、不登校児童数を減少させる。
- 教育相談担当教師を配置し、保健室や相談室を校内教育支援センターとして位置付けたり、フレンドルームを活用したりして、段階的に社会的自立ができる仕組みを整える。
- 長期休業の前後には不登校児童本人や家庭と連絡を取り、長期休業明けの復帰を促す。